

「第30回世界少年野球大会福岡大会企画運営業務」 企画提案公募実施要領

第30回世界少年野球大会福岡大会実行委員会（事務局：福岡県人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ企画課）では、「第30回世界少年野球大会福岡大会企画運営業務」を委託により実施するにあたり、契約候補者を選定するための企画提案公募を下記のとおり実施します。

1 業務の概要

(1) 業務名 第30回世界少年野球大会福岡大会企画運営業務

(2) 業務の目的

第30回世界少年野球大会福岡大会（以下「本大会」という。）を開催するにあたり、開催9市町と連携を図り、福岡ならではのイベントを実施することで、福岡県全体にスポーツの良さを浸透させること。また、本大会の認知度を高め、大会に向けた機運を醸成し、参加者及び受入者の安全・安心を担保し、国際交流を通じた活力あるまちづくりに寄与すること。

(3) 業務内容

① イベントの企画・運営

② 各種手配

③ 精算業務

④ その他

・運営スタッフを配置し、所属・名前及びメールアドレスを公表すること。

・イベント内容が明確に分かるよう資料を作成し、事前に共有すること。

(4) 仕様書

別添「業務委託仕様書」のとおり

(※仕様書は現時点のものであり、契約候補者との協議を踏まえて最終決定する。)

2 委託期間

契約締結日から令和6年9月30日まで

3 委託上限額

22,000千円以内（消費税及び地方消費税含む）

4 参加資格

企画提案に応募できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

① 仕様書に示す業務を履行する能力を有する者であること。

② 大会企画・運営の業務実績があり、かつ実績のある担当者又は大会運営に精通した担当者が当該業務に従事できること。

③ 委託業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な経営基盤を有すること。

④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。

⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている場合を除く。）

⑥ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日1

3管達第66号)に基づく指名停止期間中でない者。

- ⑦ 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者。

5 手続き等

(1) 契約候補者の選定方法及び審査基準

ア 選定方法

提出された企画提案書について審査会により審査し、最も優秀な提案を行った事業者を契約候補者とする。なお、提案者はプレゼンテーションを実施すること。

イ 審査項目及び審査内容等

審査項目	審査内容
業務遂行能力	(1) 業務を適正かつ効率的に履行できるような実施体制になっているか (2) 県や世界少年野球推進財団及び開催9市町と円滑な連携が図れる体制になっているか (3) 同種又は類似業務の実績から効率的な業務の履行が見込まれるか
提案内容	(1) 大会の機運醸成が見込まれるような提案内容になっているか (2) 開催9市町をPRし、福岡での記念大会ならではの内容になっているか (3) 県の負担軽減を踏まえた提案内容になっているか
経費	(1) 見積単価が業務内容に見合っており、適正であるか

(2) スケジュール

令和6年4月19日(金)	公募開始
4月26日(金)	参加意思表明書受付締切、質疑受付締切
5月1日(水)	質疑に対する回答
7日(火)	参加辞退届書提出締切
8日(水)	企画提案書受付締切
10日(金)	審査会(プレゼンテーション)
中旬	審査結果通知、契約締結

(3) 問い合わせ先及び企画提案書等提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 8階北棟

福岡県人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ企画課スポーツ交流係 末永 尚也 宛

電話：092-643-3405 / FAX：092-643-3408

(4) 参加意思表明書の提出

参加を希望する者は、参加意思表明書を提出すること。参加意思表明書の提出がない者の参加は認められない。

ア 提出書類：参加意思表明書（様式1）

イ 提出期限：令和6年4月26日（金）17時まで（必着）

ウ 提出方法：（3）に持参又は郵送すること。

(5) 質疑の受付、回答

ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

① 質問方法

質問書（様式3）に記載の上、下記メールアドレスに電子メールで送付すること。送付後は必ず電子メールを送付した旨を電話で連絡すること。

なお、簡易なことであっても、電話及び口頭による質問は受け付けない。

② 電話番号

福岡県人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ企画課スポーツ交流係

電話：092-643-3405

③ 電子メールアドレス

spokikaku@pref.fukuoka.lg.jp

④ メールの件名

第30回世界少年野球大会福岡大会に係る企画・運営業務に関する質問（法人名）

⑤ 質問受付期間

令和6年4月26日（金）17時まで（必着）

イ 質問の回答

① 質問の回答は、受け付けた質問と回答を一覧表にした上で、参加意思表明書を提出したすべての法人に送付する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案内容に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。

② 質問回答一覧表には、質問者の情報は記載しない。

③ 回答予定日

令和6年5月1日（水）

(6) 提案への辞退

ア 辞退

① 参加意思表明書提出後、提案参加を辞退するときは、辞退書（様式5）を提出すること。

② 参加辞退書提出期限

令和6年5月7日（火）17時まで（必着）

(7) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- ① 企画提案書表紙（様式2）
- ② 企画書（任意様式、A4 サイズ 20 枚以内とする。）

仕様書に基づき、提案者の企画等を提案すること。具体的には、以下について記載すること。

※表紙と企画書をホッチキス止め（左側2箇所）すること。

実施体制	• 事業実施体制 • スケジュール
企画提案内容	• ウェルカムパーティー • 開会式 • ホストタウン引き合わせ • 全ホストタウン合同交流大会（雨天時含む） • 記念植樹 • 閉会式（雨天時含む） • 買い物体験 • フェアウェル式
実績	• 同種又は類似の業務実績

- ③ 法人等の概要書（任意様式、既存のパンフレット等可）
※ 共同体で参加をする場合は、構成員ごとの法人等の概要書とともにグループ構成表（様式4）を提出すること。
- ④ 見積書（A4：様式自由）

イ 提出部数：8部

ウ 提出期限：令和6年5月8日（水）17時まで（必着）

エ 提出方法：(3) に持参又は郵送

オ 審査会（プレゼンテーション）

- ① 日時：令和6年5月10日（金）9時から12時までの25分程度
- ② 場所：福岡県庁地下1階南棟 人づくり・県民生活部会議室
- ③ 持ち時間：1社25分程度（説明15分、質疑応答10分予定）
 - プレゼンテーションは、企画提案書を基に実施すること。
 - 各社の実施時間は別途通知します。

④ 書面審査について

企画提案書の提出が4者以上であった場合は、事務局による書面審査により、プレゼンテーションを行う3者を選定いたします。

(8) 企画提案参加に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 実施要領等に違反すると認められる場合
- ⑤ その他、発注者が提示した事項に違反した場合

イ 著作権等

提出書類の内容に含まれるイラスト、写真等に関連して第三者との間に生じた紛争等については、すべて提案者が責任を負うこと。

ウ 複数提案の禁止

提案者は複数の提案書の提出は不可とする。

エ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え、再提出は認めない。

オ 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

カ 費用負担

企画提案書の作成・提出等、参加に要する経費等はすべて提案者の負担とする。

キ その他

- ① 提案者は企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものととする。
- ② 提出書類を提出後、契約締結までの間に提案者が指名停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。この場合において、該当する者が契約候補者とされている場合は、次順位の者と手続を行う。
- ③ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに（3）に連絡するとともに、書面（様式不問）により届け出ること。

6 契約手続き

- ① 契約候補者として選定された者は、発注者と別途協議を行い、協議が整った場合には、福岡県との契約締結となる。
- ② 契約候補者との協議が整わない場合は、次点者と同様の手続を行う。